

## 第 3 編 大規模事故編



## <大規模事故編 目次>

第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 他の計画及び関係法令との関係.....	1
第3節 計画の基本方針.....	1
第2章 大規模事故応急対策計画.....	3
第1節 大規模火災対策.....	3
第2節 林野火災対策.....	5
第3節 危険物等災害対策.....	8
第4節 海上災害対策.....	11
第5節 油等海上流出災害対策.....	13
第6節 航空機災害対策.....	16
第7節 鉄道災害対策.....	19
第8節 道路災害対策計画.....	22
第9節 放射性物質事故災害対策.....	25



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定により、富津市防災会議が作成する計画である。社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴う大規模な事故に対応し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

## 第2節 他の計画及び関係法令との関係

本計画は、本市の地域特性を踏まえるとともに、国の「防災基本計画」「千葉県地域防災計画」及び災害対策基本法その他関係法令と整合のある計画とする。

## 第3節 計画の基本方針

大規模事故は、地震・津波災害や風水害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響範囲が局地的である。したがって、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網が機能している。

また、市民生活への影響は大きくはなく事故そのものへの対応が中心となる。そこで、大規模事故災害への基本的な方針は、一刻も早く人命救助と二次災害の防止を行い、正確な情報収集を実施し、事故の影響から市民の安全を図るとともに、被災した市民等へ必要な支援を行うこととする。

なお、この計画に定められていない事項については、地震・津波編に準ずるものとする。

### 1 対象とする災害

大規模事故として想定する災害は、災害対策基本法第2条及び同施行令（昭和37年政令第288号）第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的又は物的被害を伴い社会的に大きな影響を与えるものをいう。

富津市で発生すると予想される大規模事故は、次のとおりである。

なお、予想されていない災害で、大規模事故に類する災害についても、この計画を適用する。

- (1) 大規模火災
- (2) 林野火災
- (3) 危険物等災害
- (4) 海上災害
- (5) 油等海上流出災害
- (6) 航空機災害
- (7) 鉄道災害
- (8) 道路災害
- (9) 放射性物質事故災害

## 2 対策の実施者等

大規模事故災害対策は、原則として事故の原因者、所管施設の管理者及び警察、消防、医療機関等が中心となる。本市において、消防本部は、救出、救急、消火等の活動を実施し、警察は救護、避難誘導、道路交通規制等の活動を実施する。

しかし、事故による被害が甚大な場合、又は市民等への影響が及ぶおそれがある場合は防災関係機関の全機能をもって応急対策を実施する。

## 3 市の防災体制等

### (1) 基本的な対応

大規模事故が発生し情報を消防本部、警察署等から入手した場合は、関係機関等から情報を収集するほか、事故現場に出動し状況を把握する。

### (2) 活動体制

情報収集の結果、市で対応する必要がある場合は、必要な配備体制及び職員の動員を指示する。

また、必要に応じて事故対策本部を設置するものとし、その組織及び運営は、市災害対策本部の組織及び運営に準ずる。

### (3) 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用については、地震・津波編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）とする。

## 第2章 大規模事故応急対策計画

### 第1節 大規模火災対策

項目	実施担当
1 想定する大規模火災	—
2 予防計画	総務部、消防本部、教育部
3 応急対策計画	全庁、（君津木更津医師会、警察署）

市域において大規模な延焼火災が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助するとともに、延焼の防止など被害の軽減を図る。

#### 1 想定する大規模火災

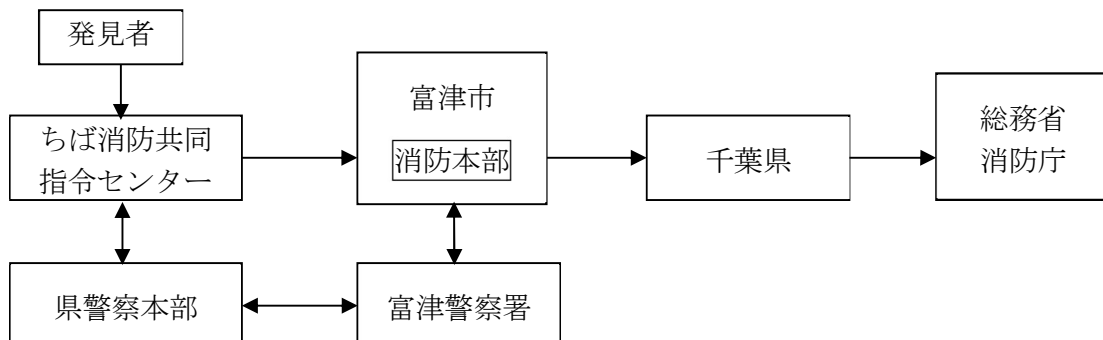
- (1) 市街地において延焼火災が発生した場合
- (2) 不特定多数の者が出入りする特定防火対象物から延焼火災が発生した場合

#### 2 予防計画（総務部、消防本部、教育部）

大規模火災を予防するため、市は、次のとおり予防対策を推進する。

##### (1) 災害情報伝達体制の整備

大規模火災発生時の情報伝達は次のとおりとし、円滑な伝達手段、体制等の整備に努める。



##### (2) 建築物不燃化の促進等

大規模火災を防止するための不燃化促進、防災空間の整備・拡大等については、地震・津波編 第2章 第3節の「2 建築物の不燃化等の促進」及び「3 防災空間の整備・拡大」に準ずる。

##### (3) 多数の者を収容する建築物の防火対策

###### ア 防火管理者及び消防計画

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- (ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- (イ) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- (ロ) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- (ハ) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- (ニ) 従業員等に対する防災教育の実施

## イ 防火対象物の点検及び報告

特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

## (4) 文化財の防火対策

文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、文化財の所有者及び管理者に対し、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行うとともに、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行うよう啓発していく。

## (5) 消防本部及び施設の整備充実

消防本部及び施設の整備充実については、地震・津波編 第2章 第3節の「4 消防力の強化」に準ずる。

## 3 応急対策計画（全庁）

大規模火災が発生した場合、市等は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」を準用する。

## (1) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。他の機関により現地災害対策本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

## (2) 情報収集・伝達

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

## (3) 消防活動

火災の消火は消防署、消防団が実施する。消火に当たっては、避難所・避難経路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。消防署、消防団だけでは対応が困難なときは千葉県広域消防相互応援協定に基づき、県内消防本部に応援を要請する。

## (4) 救急救助活動

救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急救助のための資機材等を確保し、効率的な活動を行う。

## (5) 避難

延焼火災が市民への影響がある場合は消防署、消防団、富津警察署が連携して、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

## (6) 交通規制

富津警察署は応急活動のため、必要に応じて交通規制を実施する。

## (7) 救援・救護

被災者の状況に応じて必要な場合は、食料・飲料水・生活必需品等を供給する。

また、医療機関の協力のもとに医療救護の確保に努める。

## (8) 広報活動

市民に対して防災行政無線、富津市安全安心メール、広報車等により火災発生の状況、避難指示等について広報する。



## 第2節 林野火災対策

項目	実施担当
1 想定する林野火災	—
2 予防計画	総務部、消防本部、建設経済部、教育部、（森林組合）
3 応急対策計画	全庁、（警察署）

市域において広範囲にわたる林野火災が発生した場合に、関係機関と連携して延焼の防止など被害の軽減を図る。

### 1 想定する林野火災

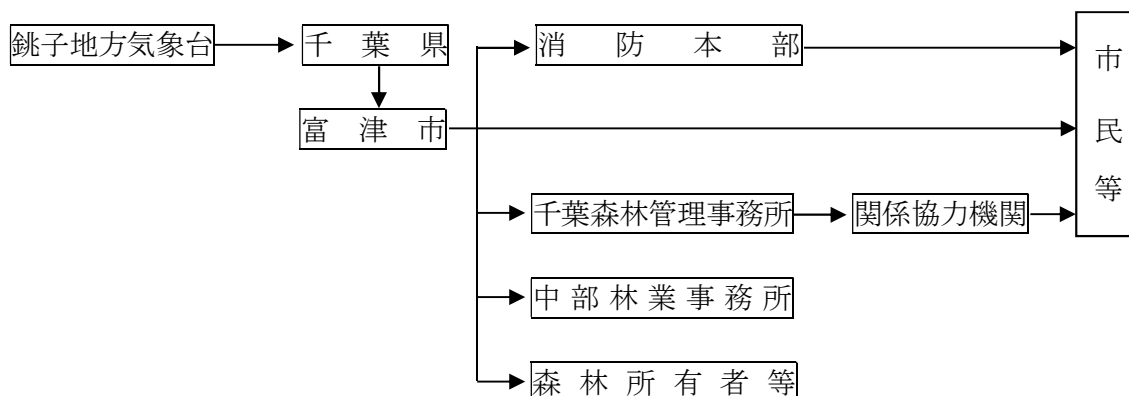
- (1) 市域において広範囲にわたる林野火災が発生した場合
- (2) 林野火災により、市民の避難、観光客等の森林滞在者の救出等が必要な場合

### 2 予防計画（総務部、消防本部、建設経済部、教育部）

林野火災の発生を予防するため、市は、次のとおり予防対策を推進する。

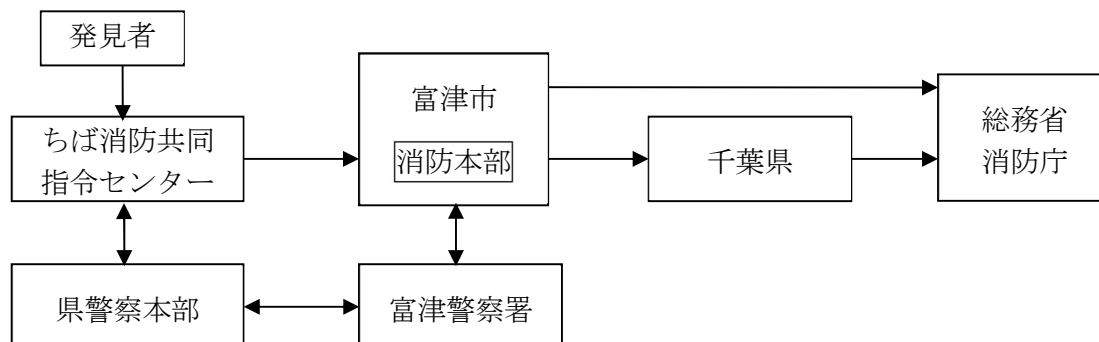
#### (1) 火災気象通報

火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災の発生危険があると認めた場合、市長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令する。



#### (2) 林野火災発生時の情報伝達体制の整備

林野火災発生時の情報伝達系統は、次のとおりとし、円滑な伝達手段、体制等の整備に努める。



## (3) 広報宣伝

## ア 各種広報などによる注意

広報紙、ホームページ等を利用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。

## イ 学校教育の指導

小中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

## ウ 山火事予防運動の実施

千葉県森林組合南部支所と連携のもと、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を協力を推進する。

## (2) 法令による規制

## ア 火災予防条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

市民に対し、火災警報発令下における富津市火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

## イ 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

## ウ 火入れの許可制の励行（森林法（昭和26年法律第249号）第21条、第22条）

森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

## (3) 予防施設の設置

千葉県森林組合南部支所と連携のもと、ハイカー及び林業労働者に対し、携帯用吸い殻入れを保持するよう徹底を図る。

## (4) 消火施設の設置

千葉県森林組合南部支所と連携のもと、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

## (5) 林野等の整備

火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図るとともに、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

## (6) 林野火災特別地域対策事業

林野火災特別地域に指定された場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

### 3 応急対策計画（全庁）

林野火災が発生した場合、市等は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」を準用する。

## (1) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。他の機関により現地災害対策本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

## (2) 情報収集・伝達

林野火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

## (3) 消火活動

林野火災の消火は、消防署、消防団が実施する。消火に当たっては、適切な消火部隊の配置、森林関係機関等の出動協力等により効果的な地上消火を行う。消防署、消防団だけでは

対応が困難なときは千葉県広域消防相互応援協定に基づき、県内の消防本部に対し応援を要請する。

住家等への延焼拡大の危険性がある場合、また火災が広域化する場合等には、県にヘリコプターの出動を要請する。

(4) 救急救助活動

火災現場での救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、県、他の市町村に応援を要請する。

また、孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県又は千葉市消防局に要請する。

(5) 避難

林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

(6) 立入規制

富津警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を実施する。

(7) 広報活動

市民に対して防災行政無線、富津市安全安心メール、広報車等により火災発生状況、避難指示等について広報する。

### 第3節 危険物等災害対策

項目	実施担当
1 危険物等の定義	—
2 想定する危険物等災害	—
3 予防計画	総務部、消防本部
4 応急対策計画	全庁、（警察署、君津健康福祉センター、君津木更津医師会、海上保安署）

市域において危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により多数の死傷者を伴う大規模な事故や市民へ影響する事故が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助し、救援対策を行うことにより、被害の軽減を図る。

#### 1 危険物等の定義

- (1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの  
石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
- (2) 火薬類：火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの  
火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管）など
- (3) 高压ガス：高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているものうち、基準の圧力及び温度の状態により「高压ガス」となる  
液化石油ガス（LPG）、液化天然ガス（LNG）、アセチレン、アンモニアなど
- (4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの  
毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド等）など

#### 2 想定する危険物等災害

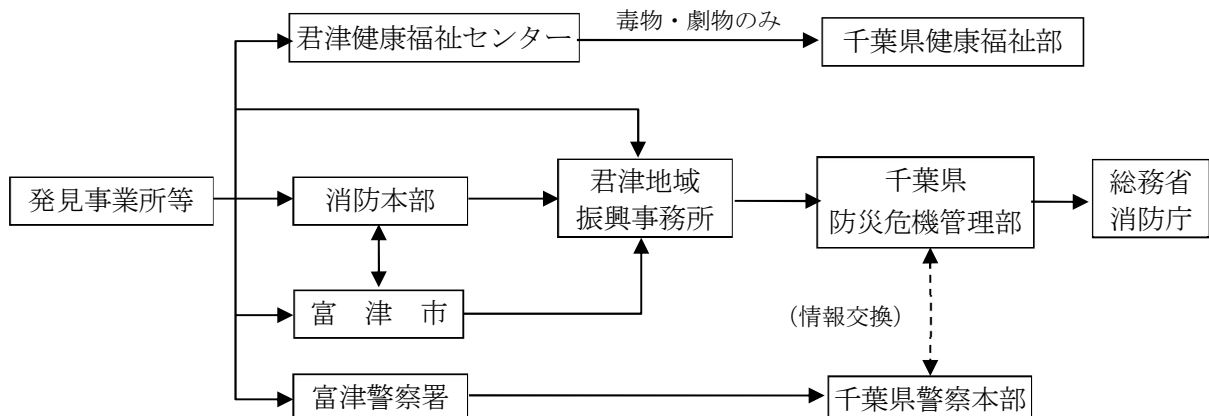
- (1) 危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により、多数の死傷者が発生した場合
- (2) 危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により、地域住民等に影響が及ぶ場合

#### 3 予防計画（総務部、消防本部）

危険物等災害の発生を予防するため、市は、次のとおり予防対策を推進する。

##### (1) 災害情報伝達体制の整備

危険物等災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりとし、円滑な伝達手段、体制等の整備に努める。



## (2) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取扱される危険物の性質、数量等を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定するとともに、各事業所の消防計画の作成等を指導する。

## (3) 危険物施設等の保安監督の指導

危険物施設等の保安監督の指導については、地震・津波編 第2章 第4節の「6 危険物施設の安全化」に準ずる。

#### 4 応急対策計画（全庁）

危険物等災害が発生した場合、市等は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」を準用する。

## (1) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。他の機関により現地災害対策本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

## (2) 情報収集・伝達

被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

## (3) 消防活動

事業者は、消防が到着するまでの間、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑える。消防署、消防団は、事業者と連携するとともに、専門家等の意見を基に、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

汚染の防除等は、国、県、市及び関係機関と連携し行う。

なお、初動活動の円滑化を図るため、消防長又は消防署長は、必要に応じて火災警戒区域を設定する。

## (4) 救急救助活動

当該事業所、県、医療機関と連携して負傷者等の救助及び救急医療業務を実施する。

## (5) 避難

市民の避難の必要がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

## (6) 警備

富津警察署及び木更津海上保安署は、関係機関の協力のもとに、被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

## (7) 交通対策

富津警察署と連携して、市道の交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

また、被災が海上に及ぶ場合、木更津海上保安署は、その周辺海域の交通対策に万全を期する。

## (8) 救援・救護

被災者の状況に応じて必要な場合は、食料・飲料水・生活必需品等を供給する。

また、医療機関の協力のもとに医療救護の確保に努める。

## (9) 広報活動

市民に対して防災行政無線、富津市安全安心メール、広報車等により次の事項を広報する。

ア 災害発生状況

- イ 危険物等の種類、性状など人体に影響を与える状況、対処方法
  - ウ 医療機関等の情報
  - エ 関係機関の実施する応急対策の概要
  - オ 避難の指示等、避難先
- (10) 健康被害の調査
- 有害物質による市民等の健康被害について、君津健康福祉センター等と協力して調査を行う。

## 第4節 海上災害対策

項目	実施担当
1 想定する海上災害	—
2 予防計画	総務部、消防本部
3 応急対策計画	全庁、（海上保安署、警察署、君津木更津医師会）

市付近の海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の防止や軽減を図る。

## 1 想定する海上災害

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴う場合

## 2 予防計画（総務部、消防本部）

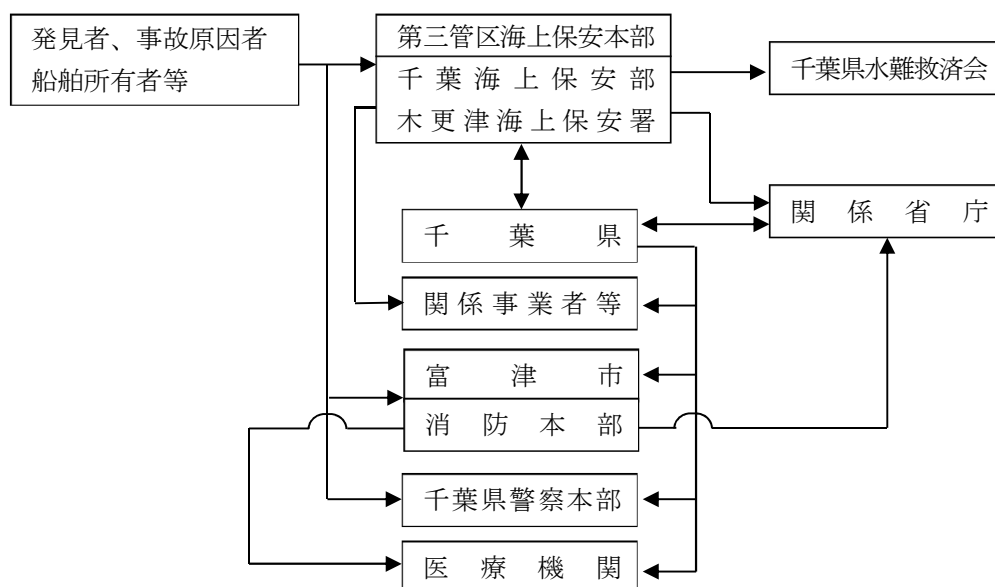
海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため、市は、次のとおり予防対策を推進する。

## (1) 災害情報伝達体制の整備

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。災害時においては、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、漁船及び県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施する。

市及び関係機関は、円滑に情報収集・伝達を行うため、必要な手段、体制等の整備に努める。



## (2) 資機材等の整備

災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。

### 3 応急対策計画（全庁）

海上災害が発生した場合、市等は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」を準用する。

#### (1) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。他の機関により現地対策本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

なお、災害を覚知した場合、防災関係機関は、次のとおり直ちに初動体制を確立して、対応に努める。

#### ◆市及び関係機関の主な対応

富津市 (消防本部)	避難指示等、他団体への応援要請、市民への広報 (捜索、消火、救難、救助、救急、搬送)
当該船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族への情報提供
第三管区海上保安本部	捜索、救急救助、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
千葉県警察本部	捜索、救難、救助、警戒線の設定
千葉県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者の応急医療、救護等

#### (2) 情報収集・伝達

海上災害が発生したとの通報を受けた場合は、県、その他関係機関に災害発生速報を行う。また、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

#### (3) 消防活動

木更津海上保安署と密接に連携し、消火活動を実施する。

#### (4) 捜索・救急救助活動

ア 遭難船舶を認知した場合、市は木更津海上保安署及び富津警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、捜索及び救護活動を実施する（災害対策基本法第62条、水難救護法（明治32年法律第95号）第1条）。

イ 警察官は、救護の事務に関し、市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその職務を実施する（水難救護法第4条）。

#### (5) 医療救護

応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

#### (6) 搬送

消防機関が中心となって応急処置後の負傷者を、医療機関へ搬送する。

#### (7) 遺体の収容

原則として市が遺体の一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編 第3章 第13節「4 遺体の捜索・処理等」に準ずる。

#### (8) 広報活動

市民に対して防災行政無線、富津市安全安心メール、広報車等により海上災害の発生状況、避難指示等について広報する。

また、周辺船舶に対しての必要な措置については、海上保安署と協力しながら、防災行政無線等により広報する。



## 第5節 油等海上流出災害対策

項目	実施担当
1 想定する油等海上流出災害	—
2 市の処理すべき事務及び業務の大綱	全庁
3 予防計画	総務部、消防本部
4 応急対策計画	消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、
5 流出油緊急時連絡体制	広報班、経済班、環境班、（海上保安署）

市周辺の海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶及び沿岸の市民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化に努める。

### 1 想定する油等海上流出災害

この計画の対象とする災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

### 2 市の処理すべき事務及び業務の大綱（全庁）

油等流出事故に関し、市が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- (2) 防災関係機関及び市民への情報提供
- (3) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- (4) 漂着油の除去作業等
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに周辺の市民に対する避難の勧告、指示
- (8) 県又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- (10) 油防除資機材の整備
- (11) 回収油の一時保管場所等の調査協力
- (12) 漁業者等の復旧支援

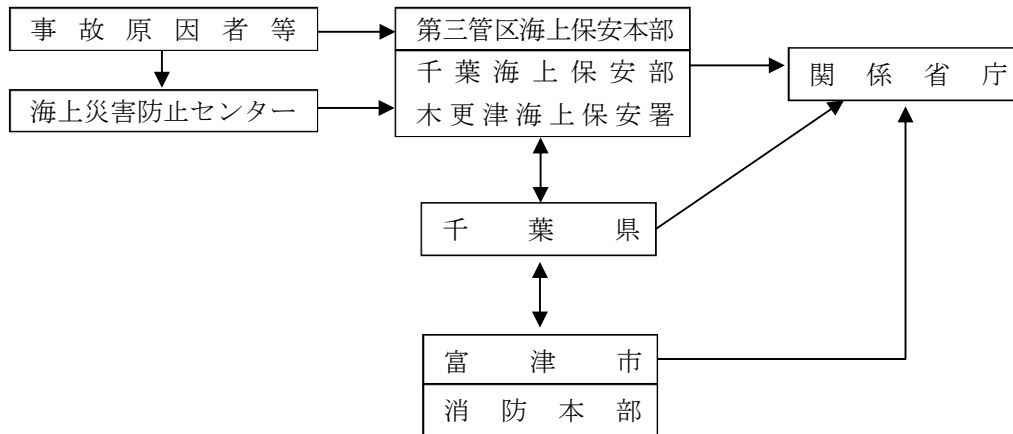
### 3 予防計画（総務部、消防本部）

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、市は、次のとおり予防対策を推進する。

- (1) 広域的な活動体制
 

平常時から国、県等の各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。
- (2) 災害情報伝達体制の整備
 

油流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域の市民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。



(3) 油防除作業体制の整備

県が策定した「油防除作業手順マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう体制整備に努める。

また、油防除資機材の備蓄や関係機関による流出油防除訓練等への参加を行い、事故への対応を迅速かつ的確に実施できるようにしておく。

(4) 訓練

流出油防除体制の強化を図るため、防災関係機関と連携のもと、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

4 応急対策計画（消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、経済班、環境班）

油等海上流出災害が発生した場合、市等は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」を準用する。

(1) 応急活動体制

事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達

付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を木更津海上保安署及び県に報告する。

(3) 防除活動

ア 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、市及び防災関係機関においては、木更津海上保安署等海上保安機関との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

イ 流出油の防除措置

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、木更津管内排出油等防除協議会（木更津海上保安署）の要請に基づき、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定、避難

ガス、異臭等が発生し、生命身体に影響がある場合は、警戒区域の設定を行う。

また、海上災害が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

(5) 広報活動

市民に対して防災行政無線、富津市安全安心メール、広報車等により油等海上流出災害の発生状況、避難指示等について広報する。

(6) 環境保全等に関する対策

油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。

ア 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

イ 異臭等の発生により、市民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、市民からの健康相談に対応する。

ウ 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

(7) 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、県及び医療機関の協力を得て市が実施する。

(8) 補償対策

船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）に基づき、流出した油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき、海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合には、その経費を海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

(9) 事後の監視等の実施

油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

## 5 流出油緊急時連絡体制（消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、経済班、環境班）

市内に不法投棄又は事故により流出した重油等による河川汚染、農水産業汚染、海域汚染等を防ぐため関係機関への連絡を行う。

なお、千葉県周辺海域における流出油等連絡要領に基づき千葉県危機管理部危機管理政策課より通報があったときは、富津市異常水質及び流出油緊急時連絡体制組織図（資料5-11）に基づき関係する機関等へ連絡するものとする。

## 第6節 航空機災害対策

項目	実施担当
1 想定する航空機災害	—
2 予防計画	総務部、消防本部
3 応急対策計画	消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班、（警察署、君津木更津医師会）

市及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生しようとしている場合に、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るための計画である。

なお、海上遭難の場合は、本章 第4節「海上災害対策」に準ずる。

### 1 想定する航空機災害

- (1) 航空機の墜落炎上により、多数の死傷者が発生した場合
- (2) ヘリコプター、小型飛行機等の墜落炎上により、搭乗者とともに市民等に影響のある被害が発生した場合

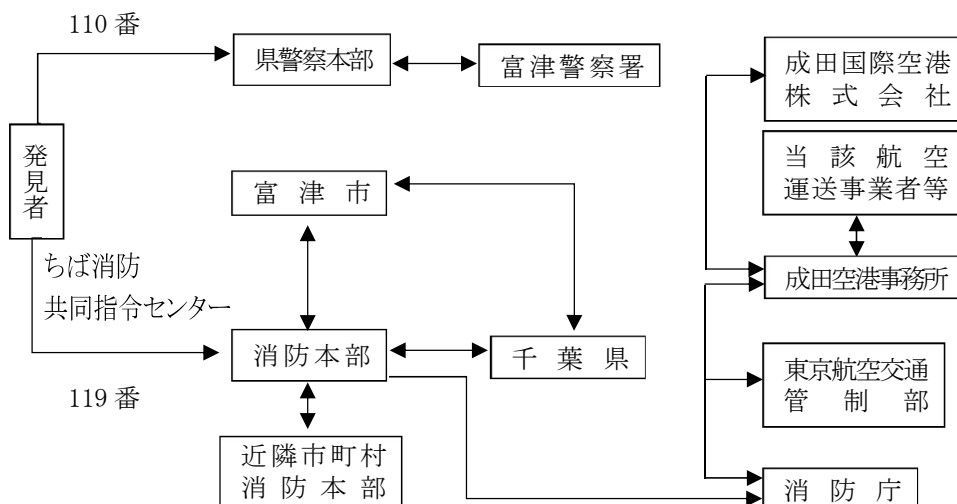
### 2 予防計画（総務部、消防本部）

航空機災害が発生し、又は発生しようとしている場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立してその拡大を防ぎよし、被害の軽減を図る。

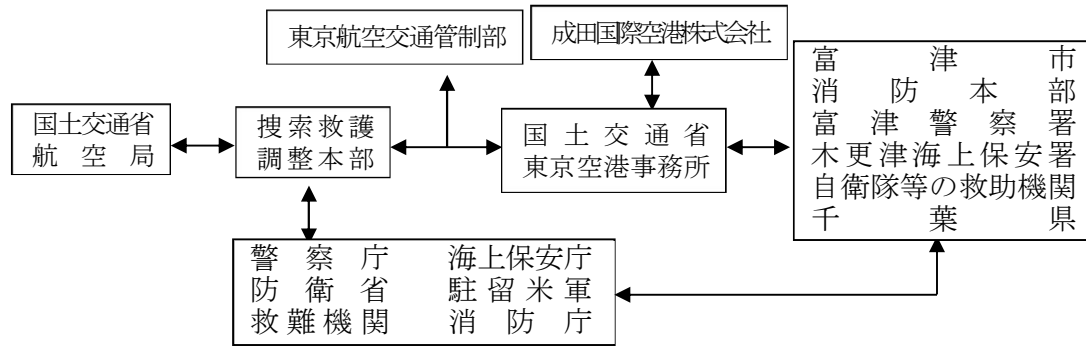
また、県への通報は国が定めている火災・災害等即報要領の様式により行う。

市及び関係機関は、以下の情報収集・連絡を円滑に行うため、必要な手段、体制等の整備に努める。

#### (1) 発生地点が明確な場合



## (2) 発生地点が不明確な場合（遭難機の搜索）



(注) 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所（羽田）に設けられる。

## 3 応急対策計画（消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班）

航空機災害が発生した場合、市等は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」を準用する。

## (1) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。他の機関により現地対策本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

## (2) 情報収集・伝達

事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

## (3) 消防活動

航空機の墜落炎上による火災の消火は、消防署、消防団が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

なお、災害の規模等が大きく、市、消防本部では対処できないと認める場合は、千葉県広域消防相互応援協定に基づいて応援要請を行う。

## (4) 救急救助・医療救護活動

航空機の乗客及び被災地の市民等の救急救助を行う場合は、消防署、消防団、富津警察署により実施する。

## ア 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

## イ 医療チームの派遣

負傷者の救護は、公益社団法人千葉県医師会、一般社団法人千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

## ウ 救護所の開設

必要に応じて応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

## エ 救急搬送

消防機関が中心となって救急処置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

## オ 遺体の収容

遺体の収容は、市が遺体一時保存所、検案場所を設置して収容する。

(5) 交通規制

富津警察署は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

(6) 広報活動

市民に対して防災行政無線、富津市安全安心メール、広報車等により災害発生の状況、避難の必要性等について広報する。

(7) 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、地震・津波編 第3章 第13節「3 防疫」に定めるとことにより、的確に応急対策を講じることとし、事故現場の清掃については、地震・津波編 第3章「第14節 清掃及び障害物の除去」に準じて応急対策を講ずることとする。

(8) 被災者家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対応を支援する。

## 第7節 鉄道災害対策

項目	実施担当
1 想定する鉄道災害	—
2 予防計画	総務部、消防本部、（東日本旅客鉄道株式会社）
3 応急対策計画	消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班、（東日本旅客鉄道株式会社、警察署、君津木更津医師会）

鉄道施設の大規模災害を未然に防止し、大規模事故発生時には迅速、的確に応急対策を実施するとともに、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

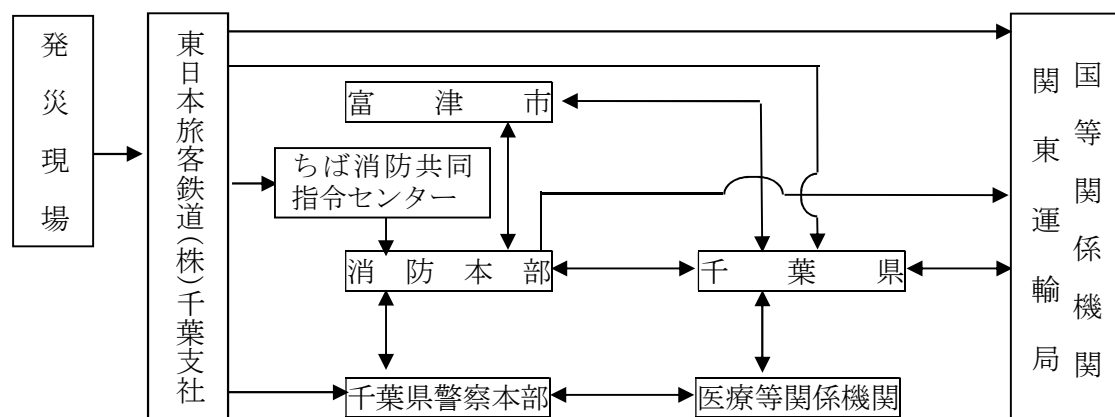
災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るための防災関係機関の対策（早期初動体制の確立、被害状況の把握、的確な応急対策の実施）に市が協力すべき応急措置を定めた計画である。

## 1 想定する鉄道災害

列車の衝突、脱線により多数の乗客等に被害が発生した場合

## 2 予防計画（総務部、消防本部）

鉄道災害発生時の情報伝達経路は次のとおりとし、市は、関係機関と連携のもと、円滑な伝達手段、体制等の整備に努める。



## ◆関係連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTTFAX
総務部安全防災・危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

※鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課（NTT 電話：045-211-7240）

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285
君津駅	—	—	—	0439-52-6333	—

### 3 応急対策計画（消防本部、消防団、本部班、総務班、情報班、広報班、医療班、環境班）

鉄道災害が発生した場合、市等は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」を準用する。

#### (1) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。他の機関により現地対策本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

#### (2) 情報収集・伝達

関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるほか、発見者からの通報があった場合は、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

#### (3) 消火活動

速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

なお、災害の規模等が大きく、市、消防本部では対処できないと認める場合は、千葉県広域消防相互応援協定に基づいて応援要請を行う。

#### (4) 救急救助・医療救護活動

東日本旅客鉄道株式会社が行う発生直後の救出救護活動のほか、消防署、消防団、富津警察署及び医療機関が相互に協力のもと、救急救助・医療救護活動に対応する。

##### ア 相互協力・派遣要請体制

(ア) 被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

(イ) 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(ウ) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

##### イ 救急救助活動

(ア) 東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて、救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

(イ) 実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

##### ウ 医療チームの派遣

負傷者の救護は、公益社団法人千葉県医師会、一般社団法人千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

##### エ 救護所の開設

必要に応じて応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

##### オ 救急搬送

消防機関が中心となって救急処置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

##### カ 遺体の収容

遺体の収容は、市が遺体一時保存所、検案場所を設置して収容する。

#### (5) 避難

ア 発災時には、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

ウ 必要に応じて避難所を開設する。



(6) 交通規制

富津警察署は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

(7) 広報活動

市民に対して防災行政無線、富津市安全安心メール、広報車等により災害発生の状況、復旧状況等について広報する。

(8) 被害者家族等への支援

被害者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対応を支援する。

## 第8節 道路災害対策計画

項目	実施担当
1 想定する道路災害	—
2 予防計画	総務部、消防本部、建設経済部、（君津土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道株式会社、警察署）
3 応急対策計画	消防本部、消防団、土木班、本部班、総務班、情報班、広報班、環境班、（君津土木事務所、千葉国道事務所、東日本高速道株式会社、警察署、君津木更津医師会）

市域において車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる事故が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図る。

### 1 想定する道路災害

- (1) トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等で道路構造物が被災し、多数の死傷者が発生した場合
- (2) 危険物を積載する車両の事故により危険物が流出し、市民等に影響が及ぶ場合

### 2 予防計画（総務部、消防本部、建設経済部）

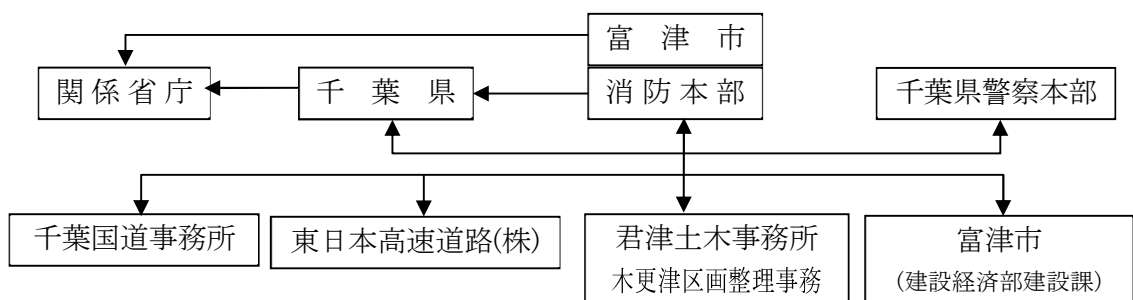
市は、道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講じる。

#### (1) 危険箇所の把握

災害発生のおそれのある危険箇所の調査、道路構造物の異常を早期に覚知するための点検結果等をふまえて、危険箇所や異常箇所の解消に努める。

#### (2) 災害情報伝達体制の整備

道路災害発生時の情報伝達経路は次のとおりとし、円滑な伝達手段、体制等の整備に努める。



#### (3) 資機材の保有

被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

### 3 応急対策計画（消防本部、消防団、土木班、本部班、総務班、情報班、広報班、環境班）

道路災害が発生した場合、市等は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」を準用する。

## (1) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。他の機関により現地対策本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

## (2) 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

## ア 情報収集・伝達

事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

## イ 警戒活動

道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

## ウ 応急活動

(ア) 二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。

(イ) 障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し、再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。

(ウ) 災害の規模が大きく市単独では十分な応急対策を実施できないときは、他市町村及び消防機関に応援を求める。

## エ 消防活動

火災の消火は、消防署、消防団が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

なお、災害の規模等が大きく、市、消防本部では対処できないと認める場合は、千葉県広域消防相互応援協定により近隣消防機関に応援を求める。

## オ 救急救助活動

消防署、消防団及び富津警察署が対応する。

## カ 医療救護活動

一般社団法人君津木更津医師会で対応し、負傷者の搬送は消防署、消防団が対応する。

## (3) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物流出対策

輸送事業者及び関係機関は、次のとおり危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとされている。

## ア 情報収集・伝達

危険物積載車両から危険物が流出した場合、消防長は危険物の性状を把握し、必要に応じて火災警戒区域を設定し、流出・拡散防止の措置をとる。市民への影響がある場合は市に連絡する。

## イ 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

## ウ 避難等

危険物の流出により市民への影響がある場合は、市、消防署、消防団、富津警察署が連携し、事故の状況や対処方法等を広報する。また、避難する必要がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設置等の措置を講じる。

エ 交通規制

道路管理者及び富津警察署は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

## 第9節 放射性物質事故災害対策

項目	実施担当
1 想定する放射性物質事故災害	—
2 予防計画	消防本部、総務部、建設経済部、健康福祉部
3 応急対策計画	全庁、（警察署、君津健康福祉センター）
4 放射性物質事故復旧対策	全庁、（君津健康福祉センター）

## 1 想定する放射性物質事故災害

市内の放射性物質取扱事業所においては、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。

茨城県等に立地している原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

## 2 予防計画（消防本部、総務部、建設経済部、健康福祉部）

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、平常時において次の措置を講じる。

## (1) 放射性物質取扱施設の把握

放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

## (2) 情報の収集・伝達体制の整備

県、国、警察、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・伝達体制を確保する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

## (3) 応急活動体制の整備

職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

## (4) 防護資機材等の整備

核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

## (5) 環境放射線モニタリング体制の整備

緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等の整備に努める。

## (6) 緊急時被ばく医療体制の整備

県、他市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

## (7) 退避誘導体制の整備

県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から市民及び自

主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努める。

また、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

さらに、警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、市民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図る。

#### (8) 防災教育等

応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対して放射性物質事故災害に関する教育に努める。

また、放射性物質事故災害の特殊性を考慮し、市民に対して平時から放射性物質事故災害に関する知識の普及に努めるものとする。

さらに、県と連携のもと、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練の実施を図る。

### 3 応急対策計画（全庁）

放射性物質事故災害が発生した場合、市等は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」を準用する。

#### (1) 応急活動体制

市は、事故の状況等に応じて職員の非常配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等を行い、県や関係機関と密接に連携できる体制を確保する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

#### (2) 情報の収集・伝達

##### ア 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、国、県、市、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 事故発生の時刻
- (イ) 事故発生の場所及び施設
- (ウ) 事故の状況
- (エ) 放射性物質の放出に関する情報
- (オ) 予想される被害の範囲及び程度等
- (カ) その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに「火災・災害等即報要領」に基づき、その旨を総務省消防庁に報告するとともに、文部科学省に連絡する。また、必要に応じて、所在市町村など関係機関等と対応策を協議する。

さらに、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、必要に応じて、環境放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行う。

##### イ 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報

を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に、ア(ア)～(カ)の内容について通報するものとする。

県は「火災・災害等即報要領」や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告するとともに、原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報する。

#### ウ 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行う。

#### エ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合、発見者は、文部科学省に速やかに通報するものとする。

#### オ 市における被害状況の報告

市は、放射性物質事故災害が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察などの防災関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

### (3) 緊急時における環境放射線モニタリング活動等の活動

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行う。

市は、県の活動に協力して放射性物質による環境等への影響について把握する。

#### ◆緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施項目

○大気汚染調査	○水質調査	○土壌調査
○農林水産物への影響調査	○食物の流通状況調査	○市場流通食品検査
○肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	○廃棄物調査	

(注) その他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

### (4) 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。

また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」のうち、「表3 O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講じるものとする。

#### ア 退避施設の選定

市民が退避する必要がある場合は、コンクリート屋内退避施設を選定（開設）し、市民への周知を図る。

#### イ 退避誘導

警察と連携のもと、専門家の指導及び助言を受けて、退避する必要がある市民に対して、避難指示の発令、及び立入禁止区域の設定等の措置を講じ、避難所（退避所）に誘導する。

避難誘導に当たっては、避難所（退避所）、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災

害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

ウ 広域避難

広域避難については、地震・津波編 第3章 第10節の「4 広域一時滞在の要請・受入れ」に準ずる。

(5) 広報活動

市は、ホームページや広報紙で市民が必要とする環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じて問い合わせ窓口を設置し、相談活動を行う。

(6) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は、市民の内部被ばくに対処するため、県と連携のもと、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

(7) 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行う。

4 放射性物質事故復旧対策（全庁）

放射性物質事故が発生した場合、市は、次のとおり復旧対策を講じる。

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

国の指示、法令等に基づき、県と連携して所管施設の土壌等の除染を行う。また、放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 被災住民の健康管理

県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害発生を抑制を図る。

(5) 廃棄物等の適正な処理

県、国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。